

和歌山県和歌川河川公園指定管理者募集要項

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の設置目的

和歌山県（以下「県」という。）は、河川の水辺空間において、憩いとふれあいの場を県民に提供し、もって県民の健康及び福祉の増進に資することを目的とし、和歌山県和歌川河川公園（以下「河川公園」という。）を設置している。

本施設について、河川公園の利便性及び快適性の向上と同時に、より効果的な管理運営を進めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成9年7月11日和歌山県条例第34号）第9条の規定に基づき、河川公園の管理を行う指定管理者を募集する。

2. 施設の概要

- (1) 名 称 和歌山県和歌川河川公園
- (2) 所 在 地 和歌山市島崎町、新堀東、宇須及び塩屋地内
- (3) 規 模 等 面積71,859㎡
- (4) 施 設 庭球場、児童野球場、サッカー場、ゲートボール場、駐車場等

3. 管理の基準

(1) 有料施設の利用日及び利用時間

有料施設の利用日及び利用時間は、別紙1で定める。なお、これらの利用日及び利用時間は、県が定める最低基準を示すものであり、施設の効用の最大化という観点から事業計画書で利用の拡大を提案することができる。

(2) 利用許可の基準

有料施設の利用が次の各号のいずれかに該当するとき以外は、利用の許可を与えないなければならない。

- ア) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- イ) 和歌川河川公園の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ウ) 上記のほか、河川公園の管理上支障があると認められるとき。

(3) 利用制限の要件

有料施設の利用が次の各号のいずれかに該当するとき以外は、許可した事項を変更し、又はその許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じてはならない。

- ア) 有料施設利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- イ) 有料施設利用者が「和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例」又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- ウ) 有料施設利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- エ) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- オ) 上記のほか、河川公園の管理上特に必要があると認められるとき。

4. 業務の範囲及びその要求水準

- (1) 指定管理者が必ず行うべき業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲及びその要求水準については、別紙2で定める。
- (2) 指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を行うことができる。

ただし、自主事業については、指定管理者の責任により行うものとし、事業の性質が施設の目的外の利用とみられる場合は別途行政財産の使用許可が、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）第24条の占用を伴うものである場合は河川法上の占用許可が必要である。

5. 指定管理の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

6. 運営管理委託料

県が支払う管理運営委託料（消費税及び地方消費税の額を含む。）は年度ごとに次の額を上限とする。

令和7年度（令和7.4.1～令和8.3.31）	15,036,000円
令和8年度（令和8.4.1～令和9.3.31）	15,036,000円
令和9年度（令和9.4.1～令和10.3.31）	15,036,000円
令和10年度（令和10.4.1～令和11.3.31）	15,036,000円
令和11年度（令和11.4.1～令和12.3.31）	15,036,000円
合計	75,180,000円

7. 経理の方法

指定管理者は事前に提出した事業計画書及び収支予算書に基づき、施設における収支及びその明細を明らかにし、適正な経理を行うこと。また、指定管理業務と自主事業との経理を明確に区分すること。

なお、利用料金を含む指定管理者の収入から経費を差し引いた剰余金については、指定管理者が任意に処分することができるものとする。

8. リスクの分担

物価変動、資金調達、税制変更及びその他のリスクについて、その種類及び県と指定管理者の分担については、別紙3で定める。

9. 再委託に関する事項

指定管理者は業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせる

行為(以下「再委託」という。)をしてはならない。ただし、事前に県の承認がある場合のみ業務の一部を再委託することができる。

業務の主たる部分とは、河川公園の有料施設及び付属する設備及び器具の利用許可に関する業務を含む河川公園の運営に関する業務とする。

事前承認にあたっては、業務名、業務内容、委託先、委託に係る予算額、委託予定期間、委託先の選定方法とその考え方を記載した委託予定業務一覧表を県に提出し、再委託業務内容等の確認を受ける必要がある。

なお、再委託先は、県内に事務所又は事業所を有するものであることを原則とし、別紙4で定める失格事項に該当しないことを要する。また、再委託を行った場合は、事後にその実績の報告を行うものとする。

10. 管理を要する物品の所有権及び引継ぎに関する事項

- (1) 県は指定管理者に、現在、河川公園に配備している県有物品(別紙5)を無償で貸与する。
- (2) 指定管理者が指定管理者としての業務に必要な備品等を調達した場合、その所有権等は原則として県に帰属する。
- (3) 指定管理者が管理する県の所有する物品については、和歌山県財務規則(昭和63年3月31日規則第28号)及び和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年4月1日訓令第20号)並びに関係例規に基づいて管理等を行うものとする。
- (4) 指定管理者は県が定める物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等については、県と協議し行うものとする。
- (5) 物品の修理については、指定管理者が負担するものとし、県有物品の更新にかかる経費については、県及び指定管理者が協議し負担する者を決める。
- (6) 指定管理の終了時の物品の引継ぎ時には、原則として、河川課、現在の指定管理者、次期指定管理者の三者立ち合いのもとで実施する。

11. 法令等の遵守

公園の管理運営業務を行うに当たって、関係法令がある場合は、それらを遵守することとする。特に以下について注意すること。

- (1) 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)
- (2) 河川法、河川法施行令(昭和40年2月11日政令第14号)、河川法施行規則(昭和40年3月13日建設省令第7号)
- (3) 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例、和歌山県和歌川河川公園管理規則(平成16年3月30日和歌山県規則第21号)

- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働及び社会保険関係法令
- (5) 和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年和歌山県条例第38号）
- (7) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴排条例」という。）
- (8) 施設維持、設備保守点検に関する法規（水道法、消防法等）

1.2. 協定の締結

県と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結する。さらに、年度ごとに取り決めを行う必要がある場合には、別途年度協定を締結することができるものとする。

1.3. 事業報告書等の提出

- (1) 地方自治法第244条の2第7項の規定により指定管理者は、一事業年度（4月1日から3月31日の間）が終了するごとに、施設管理業務及び施設活用業務について、当該年度の事業の内容を報告する書類（以下「事業報告書」という。）を4月30日までに提出すること。
- (2) 県は提出された事業報告書の内容を確認し、その内容が事業計画書の趣旨・内容から逸脱するものであった場合、若しくは別に定める基本協定書及び当該年度協定書に違反するものであった場合は、指定を取り消し、若しくは業務の一部または全部をさせることができる。
- (3) 報告内容は管理業務の実施状況、自主事業の実施状況、利用料金収入の実績及び管理運営に要した経費等の収支状況等を予定しており、具体的には別に定める。

1.4. モニタリングの実施、報告の要求、実地調査及び指示（地方自治法第244条の2第10項）

- (1) 県は、事業計画書を精査した上で、毎年度、指定管理者の管理運営状況について点検及び評価（以下「モニタリング」という。）を行う。
- (2) モニタリングの結果、管理に支障が生じる問題があると判断する場合は、報告の要求及び実地調査を行う。また、施設の適正な管理運営確保のため、少なくとも年1回以上は、事業計画書や協定書に基づき管理運営業務が適切に実施されているか、会計処理が適切に行われているか等について、実地調査を行う。

1.5. 業務報告

- (1) 県は、指定管理者に対してその管理の業務及び経理の状況に関して定期又は必要

に応じて臨時に報告を求めることができる。

- (2) 業務報告の内容に基づき、指定管理者の業務内容に改善が必要であると認められる場合は、県は実地調査し、または必要な指示を行うことができる。
- (3) 県の指示に従わない、又は指示によって業務内容に改善が見られないと認めた場合は、県は指定を取り消すことがある。

16. 人権研修の実施

指定管理者は、県の施設の管理者であることから、和歌山県人権施策基本方針（第三次改訂版）（令和2年3月改訂）に基づき、自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが重要であり、そのための研修を実施しなければならない。

17. 現在の指定管理者からの引継

指定を受けた後、指定期間当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、現在の指定管理者から十分な事務引継を受けるものとする。ただし、引き続き同じ指定管理者が再指定された場合はこの限りではない。

また、指定期間前に事務引継等に要した費用は、全て新たな指定管理者の負担とする。指定期間が終了し又は指定取消し等により、別に指定管理者が指定されたときは、新たな指定管理者への引継ぎを円滑かつ誠実に行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

18. 選定に関する審査基準等

(1) 選定審査方法

- ① 指定管理者の選定に当たっては、和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例第13条の規定に基づき、総合的に判断するものとする。
- ② 選定は、和歌山県和歌川河川公園指定管理者選定委員会を設置して行う。
なお、申請を行った者に対し、質疑やヒアリング等を行うことがある。

(2) 審査の基準

審査は提出された事業計画書に対し、和歌山県和歌川河川公園指定管理者審査基準（別紙7）に基づき実施する。

(3) 選定結果

ア) 上記の選定審査方法に基づき、最も適当であると認められる内容の申請をした団体を指定管理予定者に選定し、結果について申請者全員に書面で通知する。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に指定管理予定者に事故があったときは、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理予定者を選定することがある。

- イ) 指定管理予定者は、県議会での議決を経た後に知事が指定管理者として指定し、その旨を告示する。

19. 申請の資格

申請資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例に規定する設置目的をより効果的にかつ効率的に達成することができ、かつ、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (2) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となること及び単独で申請を行うことができない。
- (3) 現地説明会に参加していること。
なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。
- (4) 法人でない団体は、次の事項を定めた規約を有すること。コンソーシアムについても同様とする。
 - ア) 代表者
 - イ) 多数決による意思決定
 - ウ) 構成員（構成員が変更してもなお当該団体が存続する旨の規定を含む）
 - エ) 構成員から独立した会計の存在

20. 失格事項

- (ア) 別紙4に定める失格事項のいずれかに該当するものは、失格とする。
- (イ) 別紙4に定める失格事項については、コンソーシアムを構成するいずれか1つの団体が該当する場合は、当該コンソーシアムを失格とする。

21. 申請に必要な書類

- (1) 申請を希望する団体（以下「申請者」という。）は下記に掲げる書類を提出しなければならない。各書類の概要については提出書類一覧（別紙6）を参照のこと。
 - ア) 指定管理者指定申請書（様式1）（コンソーシアムによる申請の場合はコンソーシアム構成員表（様式2）もあわせて提出すること。）
 - イ) 失格事項に該当しない旨の宣誓書（様式3）
 - ウ) 申請者の概要を記載した書類（様式4）
 - エ) 申請者の主要な業務実績を記載した書類（様式5）
 - オ) 河川公園の運営に関する事業計画書、収支予算書及び利用料金設定表（様式6）

式6～10)

- カ) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- キ) 申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- ク) 申請者の事業計画書及び収支予算書
- ケ) 定款若しくは寄付行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- コ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- サ) 都道府県税に係る徴収金について未納の徴収金がないことの証明書
- シ) チェック表（業務要求水準の履行可能性）（様式11）
- ス) 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式12）
- セ) 別紙7 審査基準5の②に該当がある場合は次の書類

提出は、①及び②又は①、③及び④とし、前者によることができる場合は後者によることはできない。

- ① 障害者雇用状況調書（様式13）
- ② 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「障害者雇用促進法規則」という。）第8条に規定する障害者雇用状況報告書の写し
- ③ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第9条第1項に規定する雇用保険被保険者資格取得確認通知書（当該常時雇用する労働者である障害者にかかるもの）の写し
- ④ 当該常時雇用する労働者である障害者が交付を受けた身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定される身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳（相当する手帳を含む。）、障害者雇用促進法規則第1条の2に規定する知的障害者判定機関が発行した判定書、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定される精神保健福祉手帳又は医師の診断書（疾患名が統合失調症、そううつ病、そう病、うつ病又はてんかんである場合に限る。）の写し

ソ) 別紙7 審査基準5の③に該当がある場合は次の書類

- ① 物品等調達状況調書（様式14）
- ② 領収証その他の支払日、支払先である障害者就労施設等の名称及び支払金額がわかる書類の写し

(2) 提出部数

ア、イ及びケからソについては正本、副本（写し）1部ずつ、ウからクにつ

いては正本1部、副本8部

(3) 事業計画書について

次に掲げる各計画事項ごとに、河川公園の管理運営に対する指定管理者としての申請者の考え方に基づいて作成すること。なお、図表等を使用してもかまわない。

また、各計画事項について、各1～3ページ程度で記載すること。

ア) 計画－1「運営管理方針」

公の施設である河川公園を運営管理するうえで県民の平等利用の確保や利用者の安全確保をどのように行っていくのか、及び、河川公園の特色を生かし、その魅力を高め、利用者の満足度向上に向けた質の高いサービスを提供し、安定した運営を継続するために、どのようなノウハウを活用し事業展開を図るのか、その方針及び計画を具体的に記入すること。

また、どのようにして効率的な運営管理を行い、経費の削減を行うのかを記入するとともに、運営管理に係る収支予算書（様式8）、自主事業に係る収支予算書（様式9）及び施設利用料金設定表（様式10）を作成し添付すること。

なお、収支予算書の作成にあたっては、それぞれについて、令和7年度から令和11年度における各年度の収支予算を主な収入・支出項目に区分して示すとともに（別紙8を参照のこと。）、収支予算の内訳についても示すこと（様式自由。ただし、A4縦版、横書きとする。）。

施設利用料金設定表（様式10）の作成にあたっては、有料施設ごとの利用料金の額を示すこと。

イ) 計画－2「実施体制等」

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力団体の有無及びその内容、職員の能力育成の方法、個人情報取り扱い並びに再委託する項目及びその方針等について、方針及び計画を記入することを記入すること。

また、河川公園の管理を実施していく上で、どのような能力（資格等）や雇用形態の職員配置を考えているのかについて「人員配置計画書」（様式7）を作成すること。

ウ) 計画－3「河川公園利用者ニーズと誘客」

どのようにして河川公園利用者（有料施設利用者に限らず、園路の通行者なども含む。）ニーズの把握と分析を行い、運営管理に反映するのかを記入すること。

また、新規利用者の誘致、リピーターの確保方法、河川公園のPR、自主事業の取り組み、苦情の対応処理方法について、具体的かつ現実的に記入すること。河川公園の運営管理を通じて、スポーツ又は文化の振興を行うとする場合

は、その方針及び計画も記入すること。

エ) 計画－４「関連団体との連携」

地域の関連団体（地元自治会、ボランティア団体等）などどのように連携して河川公園を運営管理するのか、方針及び計画を具体的に記入すること。

オ) 計画－５「施設及び植栽に関する管理業務」

河川公園内の美化対策、植栽管理、施設・設備保守点検、芝生の管理方針、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを記載すること。

また、別紙２に掲げる業務について、具体的な内容、頻度などを記載した年間作業計画表（様式自由。ただし、A４版とする。）を作成するとともに、当該業務の履行可能性について自己評価を行い、チェック表（様式１１）を作成の上、添付すること。

カ) 計画－６「施設の安全管理体制」

河川公園内の定期的な見回りや遊具の安全点検等、通常時の安全管理について、具体的な方法及び内容について記入すること。

また、器具破損、焼損などの事象が発生した場合や、地震、津波、台風の接近又は、大雨等により河川の水位が上昇し河川公園が浸水するおそれがある場合等並びに、災害が発生した場合について、緊急時の応急策・対応体制や職員等の教育について記入するとともに、危機管理マニュアルを作成すること。危機管理マニュアルを作成する際は、具体的で分かりやすいものを作成し、関係者間で共有するとともに、定期的に訓練等を実施すること。

キ) 県が定める次のK P I（重要業績評価指標）の達成目標値を設定し、その目標値を記入すること。

４（１）で規定する有料施設運営業務にかかる収入額

また、管理開始後において、指定管理者は、毎年度、県に提出する事業計画書に、達成目標値に向けて当該年度に実施する年度計画を記載すること。

なお、目標値の達成状況や未達成の場合の改善策については、１４（１）のモニタリングの対象とし、県ホームページにおいて公表する。

ク) 事業計画書作成上の留意事項

- ① 法令並びに本募集要項及び仕様書に記載されていることを遵守すること。
- ② 事業計画書は日本工業規格A列４番縦、横書きで作成し、中央下にページ数を表記すること。ただし、図表等は日本工業規格A列４番横を用いることができる。

(4) 提出書類に係る注意点

ア) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属する。

なお、本業務において公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ) 特許権

提出書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとする。

ウ) 記載内容の変更等の禁止

受理した書類は、これを書き換え、差し換え又は撤回することはできない。ただし、県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

エ) 提出書類は審査のため、和歌山県和歌川河川公園指定管理者選定委員会の委員に配布する。また、提出された提出書類は理由のいかんを問わず返却しない。

オ) 提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位とする。

(5) 申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とする。

2.2. 和歌山県和歌川河川公園指定管理者募集要項及び仕様書の配布

(1) 配布期間

令和6年8月7日（水）から令和6年8月21日（水）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（和歌山県の休日を定める条例（和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）

2.3. 質問の方法及び当該質問に対する回答方法

質問がある場合は、質問票（様式15）を持参、電子メール、郵送又はファクシミリにより送付すること。受付期間は令和6年8月26日（月）から令和6年8月30日（金）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（休日を除く。）とする。

なお、電子メール、郵送又はファクシミリによる場合は8月30日（金）必着とし、ファクシミリにより申込を行う場合は、送信した旨を電話にて連絡し、受信の確認をすること。また、電話など口頭による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、令和6年9月5日（木）に和歌山県河川課のホームページに登載する形式で一斉に回答する。

2.4. 申請の方法及び受付期間

指定管理者指定申請書に所要事項を記入の上、必要書類を添えて受付期間中に持参または電子メールにより提出すること。郵送、ファクシミリによる受付は行わない。

受付期間は、令和6年9月9日（月）から令和6年9月24日（火）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（休日は除く）とする。

25. 現地説明会について

- (1) 日時：令和6年8月23日（金）午前10時から
- (2) 場所：和歌山市塩屋一丁目6番地 和歌川河川公園及び管理事務所
- (3) 内容：募集要項等の説明及び現地の見学
- (4) 留意事項

ア) 指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。

イ) 参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。

ウ) 参加できる人数は、1団体につき2名までとする。

現地説明会への参加を希望する団体は説明会参加申込書（別紙9）を作成のうえ、持参、電子メール、郵送又はファクシミリにより申し込むこと。なお、電子メール、郵送又はファクシミリにより申込を行う場合は8月22日（木）必着とし、ファクシミリにより申込を行う場合は、送信した旨を電話にて連絡し、受信の確認をすること。

また、台風等による延期の場合には、説明会参加申込書記載の連絡先に連絡を行う。

提出期間は、令和6年8月7日（水）から令和6年8月22日（木）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（休日を除く。）とする。

26. 審査にかかる予定

審査にかかる予定は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| (1) 和歌山県和歌川河川公園指定管理者選定委員会の開催 | 令和6年9月下旬から10月中旬 |
| (2) 選定結果の通知及び公表 | 令和6年11月 |
| (3) 指定議案の議決 | 令和6年12月 |
| (4) 指定管理者の指定 | 令和7年1月 |
| (5) 指定管理者との協定書の締結 | 令和7年2月 |
| (6) 指定管理者による管理開始 | 令和7年4月1日 |

27. 各種書類配布及び提出先並びに問い合わせ先

- (1) 所在地 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階
- (2) 担当課 和歌山県県土整備部河川下水道局河川課
- (3) 担当者 管理班 田代 横矢
- (4) 電話番号 073-441-3132（直通）
- (5) FAX番号 073-433-2147
- (6) E-mail : e0804001@pref.wakayama.lg.jp